ノーモア・フクシマ「いわき市民訴訟」
最高裁判決を克服する判決を求める緊急要請

仙台高等裁判所第二民事部
裁判長　　小林　久起　様
裁判官　　鈴木　桂子　様
裁判官　　山崎　克人　様

事故発生から12年目の前日となる2023年3月10日の判決言渡しに当たり、裁判官の皆さまに対し、下記のとおりに心からの要請をいたします。

記

2022年6月17日、先行した4件の訴訟に対して最高裁判所は、国の法的責任を否定する不当判決を出しました。

この判決は「今後は、国が想定した以上の大きな地震・津波が来ても、国にも電力会社にも責任はないので国民は受忍せよ」と言っているに等しいものです。

さらに、このままでは「福島原発事故がなぜ起きたのか」という司法への問いへの答えは、永遠に閉ざされてしまいます。

「国に責任なし」という誤った司法判断は、私たち福島県民はもとより、国民にとっても納得できるものではなく、到底受け入れることはできません。

原発事故を二度と発生させないためにも、また、全ての被害者の救済を実施させるためにも、裁判で国の責任を認めることが必要不可欠です。

いわき市民訴訟の「3・10判決」は、最高裁判決が出されてから全国の高等裁判所に係属している原発公害国賠訴訟で最初の判断になります。

この判決で「司法の独立と正義」を是非とも示してください。

○団体名または個人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（団体代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿